

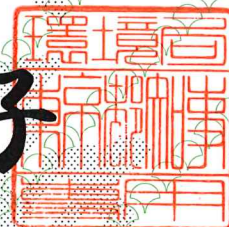
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社
代表取締役 武笠 智行第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年8月22日

許可の有効年月日 令和9年8月21日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- ア 破碎 : 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上9種類)
- イ 圧縮 : 金属くず（空き缶に限る。） (以上1種類)
- ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)
- エ 熔融 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

- (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までのうち8時間とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 8月 22日 新規許可

令和 4年 8月 22日 更新許可 第5回

令和 7年 3月 3日 変更許可 破碎品目の追加（汚泥、繊維くず、がれき類）

令和 8年 1月 23日 変更許可 破碎品目の追加（水銀使用製品産業廃棄物）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃エキスパート

都認定番号:3-24-C0099



東京都

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都葛飾区東立石三丁目 5 番 1 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.64 (t/日)	令和6年 9月10日	-----	-----
	紙くず	4.32 (t/日)				
	木くず	4.79 (t/日)				
	繊維くず	4.64 (t/日)				
	ゴムくず	3.51 (t/日)				
	金属くず	4.15 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.11 (t/日)				
	がれき類	4.80 (t/日)				
破 碎	金属くず(乾電池に限る。)	-----	3.10 (t/日)	令和6年 9月10日	-----	-----
	汚泥	-----				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	1.90 (t/日)	令和7年 9月4日	-----	-----
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	-----	平成9年 5月10日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	16.2 (t/日)	24.5 (t/日)	令和3年 11月6日	-----	-----
	紙くず	22.6 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	28.2 (t/日)				
	ゴムくず	50.9 (t/日)				
	金属くず	50.9 (t/日)				
溶 融	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----	-----	令和元年 9月26日	-----	-----
	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	0.186 (t/日)				

(以下余白)